

三井住友プリペイド利用規約

第1条（目的及び対象）

1. 本規約は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が発行する電子マネー型プリペイドカード（以下「本プリペイド」という）の利用について定めるものです。本プリペイドには、物理的なカードを発行するカード発行型タイプ（以下、カードに非接触型ICチップを搭載しないものを「カード発行型」といい、搭載したものを「IC搭載カード発行型」という）、携帯機器に搭載された非接触型ICチップに会員番号等を記録するタイプ（以下「携帯機器型」という）、及びカード等の媒体のないタイプ（以下「カードレス型」という）があり、複数のタイプを組み合わせることもあります。
2. 第2条第2項に基づく本規約等への同意は、本プリペイドと関連付けるログイン用ID（第3条第2項及び第3項に定める専用Webサイトへのログイン用IDをいう）と関連付けられる全ての本プリペイド（当該同意時点で関連づけられている本プリペイド及びその後に関連付けられる本プリペイドを含む）についての同意となります。

第2条（会員）

1. 本プリペイドを正当に所持または利用する者を、本プリペイドの会員（以下「会員」という）とします。
2. 会員は、本プリペイドを利用するためには、本規約、個人情報の取扱いに関する同意条項（プリペイド専用）及び三井住友プリペイドWebサービス利用特約（以下、「本規約等」という）の最新版を確認のうえ、それらに同意する必要があります。
3. カード発行型、IC搭載カード発行型の場合、会員は、本規約等に同意のうえ、カード原板裏面のご署名欄に自署するものとします。なお、会員は、カード原板裏面に署名をした場合、本規約等の内容を承認したものとみなされることを承諾するものとします。

第3条（本プリペイド）

1. 本プリペイドは、本プリペイドで利用可能な額（以下「利用可能残高」という）の全部または一部を、第6条に定める加盟店においてのみ利用することが出来ます。
2. 本プリペイドの利用可能残高は、当社の運用サーバー内にて加算・減算の管理が行われます。会員は、三井住友プリペイドWebサービス利用特約に従って専用Webサイト（以下「専用Webサイト」という）を開設のうえ、第11条に定める方法で利用可能残高を確認できます。当社所定の方法により本人確認手続きが完了している会員は、本プリペイドの購入後に追加で利用可能な金額を加算（以下「チャージ」という）することができます。

3. 会員が複数の専用 Web サイトを開設している場合、ある専用 Web サイトへのログイン用 ID を他の専用 Web サイトのログイン用 ID として使用することはできず、本プリペイドは、いずれか一つのログイン用 ID とのみ関連付けることができます。本プリペイドと関連付けられたログイン用 ID が変更された場合であっても、変更前のログイン用 ID のときの本プリペイドの利用履歴を含め、変更後のログイン用 ID の専用 Web サイトにおいて第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める範囲で確認することができます。
4. 本プリペイドにおける利用可能残高の上限額、1 回あたりのチャージ上限額、1 回あたりの利用上限額は、当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。

第 4 条 (本プリペイドの有効期限)

1. 本プリペイドが利用できる有効期限 (以下、単に「有効期限」という) は、専用 Web サイトでの表示等当社所定の方法で表示される月の末日までとします。なお、有効期限までの一般的な期間は、当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。
2. 本プリペイドは有効期限が過ぎた時点で失効するものとします。なお、本プリペイドの利用可能残高が有効期限の前に 0 円となった場合、有効期限にかかわらず、その時点で本プリペイドは失効するものとします。
3. 当社は、有効期限満了により本プリペイドが失効した場合、本プリペイドの利用可能残高の払い戻しは行わないものとします。なお、本プリペイドの失効について会員に生じた不利益及び損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 第 2 項の定めにかかわらず、当社所定の方法により本人確認手続きが完了している会員の本プリペイドにおいて、カードレス型は有効期限の 6 か月前から、カード発行型、IC 搭載カード発行型及び携帯機器型は有効期限の 1 年前から、有効期限到来月の前月 26 日までの期間に本プリペイドでのショッピングまたは本プリペイドへのチャージがあった場合には、有効期限は自動的に更新されます。

第 5 条 (暗証番号の登録)

当社は、会員から申出のあった本プリペイドの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、会員から申出がない場合または会員が当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。なお、本プリペイドのタイプによって、暗証番号の登録ができないことがあります。

第 6 条 (利用加盟店)

1. 会員は、カード発行型、IC 搭載カード発行型、及び携帯機器型の場合は当社及び当社が加盟または提携する組織 (以下「ブランド」という) のうち、本プリペイド

に決済機能が搭載されたブランドと提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店（以下「加盟店」という）において、カードレス型の場合は同加盟店のうち、カード提示に代えて本プリペイドの会員番号・有効期限・セキュリティーコード等で取引可能な電子商取引加盟店において、本プリペイドを利用することができます。但し、会員は、本プリペイドの利用に際し、会員番号及びカード原板その他個人情報の窃取・悪用等の危険について十分注意するものとします。

2. 前項にかかわらず、会費や接続料等の反復継続的に料金が発生する加盟店、高速道路や一部のホテル等、一部利用できない加盟店が存在することを、会員は予め承諾するものとします。

第7条（本プリペイドの利用）

1. 会員は、加盟店で商品等の購入または提供を受ける際に、本プリペイドの利用可能残高の範囲内で代金の支払いに利用することができます。
2. カード発行型、IC搭載カード発行型及び携帯機器型の場合、会員は、加盟店において商品の購入その他取引を行うに際し、本プリペイドを提示して、所定の伝票等に本プリペイドの裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名をすること、または加盟店に設置された端末に暗証番号を入力すること等当社所定の方法により、本プリペイドを利用することができます。ただし、当社が適当と認めた加盟店において利用する場合は、伝票等への署名、暗証番号の入力等を省略することができます。
3. カードレス型の場合、会員は、加盟店のWebサイト等において会員番号、有効期限、セキュリティーコード等を入力することにより、本プリペイドを利用することができます。
4. 本プリペイドの利用に際しては、原則として、当社の承認を必要とし、この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは会員自身に対し、本プリペイドの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。
5. 会員が本プリペイドを使用する場合には、当社所定の方法により、本プリペイドの利用可能残高から商品等の代金に相当する金額を差し引きます。
6. 会員は、システムの不具合等により本プリペイドを利用できない場合があり得ることを予め承諾するものとします。
7. 会員が未成年の場合、本プリペイド利用時に親権者の同意を得るものとします。
8. 会員は、本プリペイドの利用に際し、年齢制限のある加盟店にて、会員の年齢が基準に満たない場合は、本プリペイドを利用してはならないものとします。

第8条（超過額の立替払い）

1. 前条第4項の商品等の代金に相当する金額と後日加盟店から当社に通知される商品等の代金に相当する金額に差異がある場合、当社は、後日通知される商品等の代金に相当する金額を正しいものとして取り扱うこととし、利用可能残高を加算または減算できるものとします。
2. 本プリペイドは、前条の事態、システムの通信状況その他の事由により、利用可能残高を超過して利用できる場合があります。会員は、利用可能残高を超えない利用可能額を前払式支払手段によるご利用額として扱い、利用可能残高を超える額（以下「超過額」という）は当社が立替払いを行ったうえで、会員に請求することを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当社が請求した超過額を、当社指定の方法で当社に支払うことを予め承諾するものとします。
4. 前項にかかわらず、会員が、超過額が生じた本プリペイドと関連付けられているログイン用IDに、他の本プリペイドを関連付けて保有しており、当該他の本プリペイドに利用可能残高が存在する場合、当社は第2項による超過額を当該他の本プリペイドの利用可能残高から差し引くことができるものとします。なお、他の本プリペイドが複数枚存在する場合は、当社が任意の一枚を指定することができるものとします。

第9条（加盟店との紛議及び返金の取り扱い）

1. 会員は、本プリペイドにより加盟店から購入しまたは提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他会員と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、会員と加盟店との間で解決するものとします。
2. 当社は会員と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。
3. 本プリペイドの利用後、会員と加盟店との間における本プリペイドの利用の原因となる商品等の購入または提供に係る取引の無効が判明し、または、当該取引の取消または解除が行われ、本プリペイドの利用可能残高に対する返金処理等が行われた場合、返金処理等の対象となった金額（以下「返金対象額」という）は、当該取引が行われた日から最大で60日が経過する日までに、当社所定の方法で、本プリペイドの利用可能残高に加算されます。なお、返金処理がされた利用可能残高の当社から会員に対する返金が行われないとします。
4. 返金対象額を利用可能残高へ加算した後の金額が、利用可能残高の上限額を超える場合、当該超える部分（以下「溢れ額」という）の利用可能残高への加算は、本プリペイドの利用等により、当社が利用可能残高を減算した後、利用可能残高の上限額の範囲内で、当社所定の方法により行います。会員は、溢れ額が直ちに利用可能残高に加算されないことについて、了承するものとします。溢れ額が生じた場合、当社は、その時点で本プリペイドの会員番号に関連して当社に登録されている電子

メールアドレスに対し、溢れ額の発生及び当該額を通知します。

5. 会員が電子メールアドレスを登録していない場合、登録された電子メールアドレスを最新のものと変更していない場合、または会員のメールシステムが作動しない等の事由により、前項に定める通知が正しく到着しなかった場合であっても、当社は責を負わないものとします。

第10条（海外利用代金の決済レート等）

1. 決済が外貨による場合における本プリペイドの利用料金（本プリペイド利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を本プリペイドに搭載されたブランドの決済センターにおいて集中決済された時点での、当該提携組織の指定するレートに当社所定の海外取引関係事務処理費を加えたレートで円貨に換算します。
2. 日本国外の加盟店で本プリペイドを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外の加盟店での本プリペイドの利用の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。

第11条（残高・利用履歴の表示）

1. 本プリペイドの利用可能残高は、専用 Web サイト等当社所定の方法で確認できるものとします。
2. 決済が外貨による場合は、商品等の代金に相当する金額に第10条に定めるレートが加算された合計金額で表示されます。
3. 本プリペイドの利用履歴は専用 Web サイト等当社所定の方法で一定の範囲において確認することができます。なお、会員は、当社が会員に対する利用履歴開示のために、会員の本プリペイドの利用状況を加盟店に開示することがあることを予め了承するものとします。
4. 本プリペイドの有効期限を経過した場合、本プリペイドの利用可能残高ならびに利用履歴は確認できないものとします。
5. 当社は、本プリペイドの利用及び本プリペイドへの返金処理等による利用可能残高の減算・加算については、加盟店が当社に提供する情報に基づき行い、当社が加盟店からの情報の正確性を完全に保証するものではなく、当社は一切の責任を負わないことを、会員は予め承諾するものとします。加盟店から当社に対する返金処理の情報提供の遅れにより、本プリペイドへの返金処理による利用可能残高の加算が遅れることがあることを、会員は予め承諾するものとします。

第12条（残高の合算）

1. 会員は、当社所定の方法により、新しく購入する本プリペイドの利用可能残高に、当該本プリペイドと同一のログイン用 ID に関連付けて既に保有している本プリペイド（以下「既存プリペイド」という）の利用可能残高を合算することができます。
2. 会員は、既存プリペイドを複数枚保有している場合、当社所定の方法により、既存プリペイドの中から会員が任意に指定する既存プリペイドに、それぞれの利用可能残高を合算することができます。
3. 前2項の手続きにより合算された利用可能残高の有効期限は、合算先の本プリペイドの有効期限が適用されます。

第13条（本プリペイドへのチャージ）

1. 会員は、専用 Web サイトから所定の本人確認手続きを経ることで、当社所定の方法により、本プリペイドに繰り返しチャージをすることができます。
2. 会員は、チャージに際し、当社所定の手数料を支払います。

第14条（付帯サービス）

1. 会員は、当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。本会員が利用できる付帯サービス及びその内容については別途当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。
2. 会員は、付帯サービス等の利用等に関する規約がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとし、ます。
3. 会員は、当社または当社の提携会社が必要と認めた場合には、当社または当社の提携会社が付帯サービス及びその内容を変更することを予め承諾するものとし、ます。
4. 会員は、第17条に定める本プリペイドの利用が停止された場合、または三井住友プリペイド Web サービス利用特約第8条に定める退会をした場合、付帯サービス（退会前また利用停止前に取得済みの特典を含む）を利用する権利を喪失するものとし、ます。

第15条（本プリペイド番号等の管理）

1. 会員は、本プリペイドの会員番号、暗証番号、有効期限及びセキュリティーコード等、ログイン用 ID 及びパスワード、ICチップおよびアプリケーション等、ならびにカード原板（以下「本プリペイド番号等」という）を善良なる管理者の注意義務を以て管理・使用するものとし、本プリペイド番号等が使用されたことについて一切の責任を負うものとし、ます。
2. 会員は、本プリペイド番号等を会員以外の第三者に使用させた場合、会員の義務として本規約等に定められている義務について当該第三者をして遵守させるものとし、

当該第三者による本プリペイド番号等の使用及び本規約等の義務違反等に関する一切の責任を負うものとします。

3. カード発行型及び I C 搭載カード発行型の場合、カード原板の所有権は当社に帰属するものとします。
4. 以下のいずれかに該当する本プリペイドは第三者に譲渡できません。
 - (1) カードの自署欄に署名がされている本プリペイド
 - (2) 専用 Web サイトにおいて登録された本プリペイド
5. 当社は、カード原板の磁気不良及び毀損等の場合には、会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、物理的なカードを再発行します。

第 16 条 (盗難等)

1. 本プリペイド番号等の盗難、偽造、紛失等その他の事由 (以下まとめて「盗難等」という) により本プリペイドが第三者に不正利用された場合、当該不正利用が第 3 項の通知後か否かにかかわらず、会員に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとし、会員はその本プリペイドの利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 当社は、本プリペイド番号等の盗難等を理由に会員番号の再発行は行いません。会員は、第 12 条に定める既存プリペイドの利用可能残高への合算、ログイン用 ID またはパスワードの盗難等の場合はそれらの変更などを自らの責任において行うものとします。
3. 会員は、本プリペイド番号等が盗難等にあった場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。

第 17 条 (利用の停止及びカード原板の破棄)

1. 会員が本規約等に定める規定に違反した場合または当社が不相当と判断した場合若しくは会員が死亡した場合または当社が死亡の連絡を受けた場合 (当社が左記に準じると判断した場合を含む) には、当社は当該会員に提供する本プリペイドに関するサービスの全てを当該会員に対して通知することなく、一方的に停止することまたは第 13 条の本プリペイドへのチャージを認めないことができるものとします。なお、停止の際は、会員の本プリペイドの利用可能残高の払い戻しは行わないものとします。
2. 会員が届出た住所に、当社がカード原板を発送したにもかかわらず、カードが不着となり一定期間経過した場合、当社はカードを破棄することができるものとし、且つカード原板の再発行・交換・返金はしないものとします。なお、カード破棄後であっても、専用 Web サイトにて本プリペイド番号等を確認できる場合は、カードレス型が利用可能な加盟店でのご利用が可能です。

第18条（本サービスの中断・停止等）

次のいずれかに該当する場合、当社は予告をしてまたはやむをえない場合は予告なしに本プリペイドのサービスの全てあるいは一部の提供を中断・停止することができるものとします。

- (1) システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合
- (2) コンピューターウイルス、不正アクセスまたはネットワークの障害等により、本プリペイドプログラムの提供が困難となった場合
- (3) 火災・停電等により、本サービスの提供が困難となった場合
- (4) 地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (5) その他、やむを得ない事情により本プリペイドプログラムの提供が困難であると当社が判断した場合

第19条（換金の原則禁止）

本プリペイドの利用可能残高及び第9条第4項に定める溢れ額の換金はできません。ただし、当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合により本プリペイドの取扱いを全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に本プリペイドを保有する方は、当社に対して本プリペイドの利用可能残高及び溢れ額の返金を求めることができるものとし、当社は所定の方法により利用可能残高及び溢れ額を確認したうえで、当該利用可能残高及び溢れ額を返金するものとします。

第20条（禁止事項）

会員は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社指定の方法以外の方法により本プリペイド・本プリペイド番号等を利用する行為
- (2) 法令または公序良俗に違反する行為
- (3) 営利目的で利用する行為
- (4) 本プリペイドの購入、本プリペイド・本プリペイド番号等の取得・利用にあたり、当社に対して虚偽の情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）の登録や同一人物による複数の利用者登録をする行為
- (5) 当社または他の会員、ならびにその他の者の利益を害する行為
- (6) 本プリペイドに搭載された IC チップおよびアプリケーション等につき、変造、偽造、複製、分解、解析等をする行為
- (7) 本プリペイドに係るシステムを損壊、解析または複製する行為
- (8) 営利・非営利を問わず、当社 Web サイト及び専用 Web サイト（以下「本サイト」と

- いう)の全部または一部の複製、頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映
- (9) 本サイトの変更、修正、編集、切除その他の改変
 - (10) 会員自身や他人のホームページにおける本サイトの全部または一部の掲載、配布その他の使用
 - (11) 当社または第三者の特許権、商標権、著作権、その他の財産的または人格的な権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
 - (12) 他人の暗証番号、ID、パスワード等を不正に使用する行為、及び自己の暗証番号、ID、パスワード等を他人に使用させる行為
 - (13) 当社及び本サイトに係る権利者の名誉、人格または信用等を毀損する行為若しくは不利益を与える行為
 - (14) 本サービスの運営を妨げる行為または誹謗する行為、信用等を毀損する行為
 - (15) 犯罪行為、または犯罪行為を誘発するあるいは犯罪行為に結びつく恐れのある行為
 - (16) 他の利用者、その他第三者に損害を与える行為、誹謗・中傷する行為
 - (17) 当社に損害を与えるあるいは与える恐れのある行為
 - (18) その他当社が不相当と認める行為

第21条 (損害賠償)

1. 会員が、本規約等に違反し当社に損害を与えた場合、会員は当社の損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本プリペイド・本プリペイド番号等の利用に際し、本規約等違反、権利侵害、他の利用者若しくは第三者に被害や損害を与えた場合、自己の責任と費用で損害を賠償し、紛争を解決するものとし、当社にいかなる迷惑、損害を与えないものとします。

第22条 (通知)

1. 本プリペイド・本プリペイド番号等の取得・利用及び本規約等に基づく会員宛の諸通知は、当社所定の方法によってログイン用IDに関連付けて当社に登録されている電子メールアドレス宛に送信することによって行い、当該送信時に通知の効果が生じるものとします。
2. 会員が電子メールアドレスを登録しない場合、登録された電子メールアドレスを最新のものに変更しない場合、または会員のメールシステムが作動しない等の事由により、通知が到着しなかったとしても、当社が前項に基づき送信した電子メールが通常到着する時点で通知は有効になされたものとします。
3. 当社に対する通知は、別途指定される場合を除き、当社所定のメールアドレス宛に送信することによって行われるものとし、到着時に通知の効果が生じるものとしま

す。

第23条（届出事項の変更）

1. 当社に届出した氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。
2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 第1項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。

第24条（規約の告知・変更）

1. 当社は会員の承諾を得ることなく、専用 Web サイトにおいて変更後の規約または変更内容を当社所定の期間掲示すること、または当社が適当と判断する方法で変更後の規約または変更内容を会員に通知することにより本規約を変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
2. 会員は、本規約の変更後相当期間の経過、または本プリペイドを利用した時点で、変更内容を承諾したものとします。

第25条（業務委託）

会員は、当社が必要と認めた場合、本プリペイドプログラム運営の全部または一部を当社の提携会社に委託することを、予め承諾するものとします。

第26条（合意裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第27条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行及び解釈に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第28条（相談窓口）

本プリペイドの発行及び利用に関する相談は、下記にご連絡ください。

<発行元>

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪府大阪市中央区今橋 4-5-15

三井住友プリペイドデスク 06-7636-2567

<http://vpass.jp/b-prepaid/>

(2018年10月改定)